

特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件

○厚生労働省告示第三百三十号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十一号）の一部を次の表のように改正し、令和八年九月一日から適用する。

令和八年八月三十一日

厚生労働大臣 上野賢一郎

(傍線部分は改正部分)

名	目	名	目
別表		別表	
Ⅰ 診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第一 一 医科診療報酬点数表（以下「医科点数表」という。）の第2章 第2部に規定する特定保険医療材料及びその材料価格 001～016（略） 017 <u>デンプン由来吸収性局所止血材</u> (1) <u>標準型</u> <u>1g</u> 当たり12,600円 (2) <u>織布型</u> <u>1cm²</u> 当たり48円		Ⅰ 診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第一 一 医科診療報酬点数表（以下「医科点数表」という。）の第2章 第2部に規定する特定保険医療材料及びその材料価格 001～016（略） （新設）	
Ⅱ 医科点数表の第2章第1部、第3部から第6部まで及び第9部 から第12部までに規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。 ）及びその材料価格 001～033（略） 034 胆道ス TENT セット (1)（略） (2) 自動装着システム付 ① 永久留置型 <u>（標準型）</u> ア・イ（略） ②（略） ③ 永久留置型 <u>（分岐部対応型）</u> ア <u>カバーあり</u> <u>345,000 円</u> イ <u>カバーなし</u> <u>340,000 円</u> 035～105（略） 106 <u>微線維性コラーゲン</u> (1) <u>標準型</u> <u>1g</u> 当たり12,900 円 (2) <u>フロアゲル型（トロンビン非含有）</u> <u>48,700 円</u> 107～116（略） 117 植込型除細動器 (1) 植込型除細動器（Ⅲ型）		Ⅱ 医科点数表の第2章第1部、第3部から第6部まで及び第9部 から第12部までに規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。 ）及びその材料価格 001～033（略） 034 胆道ス TENT セット (1)（略） (2) 自動装着システム付 ① 永久留置型 ア・イ（略） ②（略） （新設） 035～105（略） 106 <u>微線維性コラーゲン</u> <u>1g</u> 当たり12,900 円 107～116（略） 117 植込型除細動器 (1) 植込型除細動器（Ⅲ型）	

	①～③ (略)		
	④ <u>内因性抗頻拍ペーシング機能付き</u>	<u>2,720,000 円</u>	
	(2) <u>植込型除細動器 (V型)</u>		
	① <u>標準型</u>	<u>2,660,000 円</u>	
	② <u>内因性抗頻拍ペーシング機能付き</u>	<u>2,800,000 円</u>	
118～143 (略)			
144 両室ペーシング機能付き植込型除細動器	(1) 単極又は双極用		
	①～④ (略)		
	⑤ <u>内因性抗頻拍ペーシング機能付き</u>	<u>4,550,000 円</u>	
	(2) 4極用		
	①～④ (略)		
⑤ <u>内因性抗頻拍ペーシング機能付き</u>	<u>4,960,000 円</u>		
145～148 (略)			
149 <u>血管内光断層撮影用カテーテル</u>			
	(1) <u>標準型</u>	<u>132,000 円</u>	
	(2) <u>血管内超音波プローブ一体型</u>	<u>132,000 円</u>	
150～181 (略)			
182 経カテーテル人工生体弁セット	(1) バルーン拡張型人工生体弁セット		
	① <u>標準型</u>	<u>4,510,000 円</u>	
	② <u>特殊型</u>	<u>4,730,000 円</u>	
	(2) (略)		
183～244 (略)			
245 <u>吸収性食道用ステント</u>		<u>261,000 円</u>	
246 <u>ヒト iPS 細胞由来心筋細胞シート</u>		<u>53,200,000 円</u>	
247 <u>除細動機能付き体外式ペースメーカー用心臓植込ワイヤ</u>		<u>79,600 円</u>	
Ⅲ～Ⅴ (略)			
Ⅵ 歯科点数表の第2章第12部に規定する特定保険医療材料及びその材料価格			

	①～③ (略)		
	(新設)		
	(2) <u>植込型除細動器 (V型)</u>	<u>2,660,000 円</u>	
118～143 (略)			
144 両室ペーシング機能付き植込型除細動器	(1) 単極又は双極用		
	①～④ (略)		
	(新設)		
	(2) 4極用		
	①～④ (略)		
(新設)			
145～148 (略)			
149 <u>血管内光断層撮影用カテーテル</u>		<u>132,000 円</u>	
150～181 (略)			
182 経カテーテル人工生体弁セット	(1) バルーン拡張型人工生体弁セット		
	① <u>期限付改良加算なし</u>	<u>4,510,000 円</u>	
	② <u>期限付改良加算あり</u>	<u>4,720,000 円</u>	
	(2) (略)		
183～244 (略)			
(新設)			
(新設)			
(新設)			
Ⅲ～Ⅴ (略)			
Ⅵ 歯科点数表の第2章第12部に規定する特定保険医療材料及びその材料価格			

品名	単位	材料価格
001 (略)		
002 歯科鑄造用14カラット金合金 イソレー用 (J I S 適合品)	1 g	<u>15,871円</u>
003 歯科鑄造用14カラット金合金 鈎用 (J I S 適合品)	1 g	<u>16,036円</u>
004 歯科用14カラット金合金鈎用線 (金58.33%以上)	1 g	<u>16,040円</u>
005 歯科用14カラット合金用金ろう (J I S 適合品)	1 g	<u>15,507円</u>
006 歯科鑄造用金銀パラジウム合金 (金12%以上 J I S 適合品)	1 g	<u>5,232円</u>
007～009 (略)		
010 歯科用金銀パラジウム合金ろう (金15%以上 J I S 適合品)	1 g	<u>7,770円</u>
011 歯科鑄造用銀合金 第1種 (銀60%以上イソジウム5%未満 J I S 適合品)	1 g	<u>296円</u>
012 歯科鑄造用銀合金 第2種 (銀60%以上イソジウム5%以上 J I S 適合品)	1 g	<u>383円</u>
013 歯科用銀ろう (J I S 適合品)	1 g	<u>335円</u>
014～072 (略)		
VII (略)		
VIII 別表第三調剤報酬点数表に規定する特定保険医療材料及びその材料価格		
001～015 (略)		
016 <u>デンブレン由来吸収性局所止血材</u>		
(1) <u>標準型</u>	<u>1 g 当たり12,600円</u>	
(2) <u>織布型</u>	<u>1 cm 当たり48円</u>	
IX 経過措置		
(1) II の規定にかかわらず、薬事法等の一部を改正する法律 (平		

品名	単位	材料価格
001 (略)		
002 歯科鑄造用14カラット金合金 イソレー用 (J I S 適合品)	1 g	<u>16,789円</u>
003 歯科鑄造用14カラット金合金 鈎用 (J I S 適合品)	1 g	<u>16,954円</u>
004 歯科用14カラット金合金鈎用線 (金58.33%以上)	1 g	<u>16,958円</u>
005 歯科用14カラット合金用金ろう (J I S 適合品)	1 g	<u>16,425円</u>
006 歯科鑄造用金銀パラジウム合金 (金12%以上 J I S 適合品)	1 g	<u>5,746円</u>
007～009 (略)		
010 歯科用金銀パラジウム合金ろう (金15%以上 J I S 適合品)	1 g	<u>8,250円</u>
011 歯科鑄造用銀合金 第1種 (銀60%以上イソジウム5%未満 J I S 適合品)	1 g	<u>327円</u>
012 歯科鑄造用銀合金 第2種 (銀60%以上イソジウム5%以上 J I S 適合品)	1 g	<u>414円</u>
013 歯科用銀ろう (J I S 適合品)	1 g	<u>353円</u>
014～072 (略)		
VII (略)		
VIII 別表第三調剤報酬点数表に規定する特定保険医療材料及びその材料価格		
001～015 (略)		
(新設)		
IX 経過措置		
(1) II の規定にかかわらず、薬事法等の一部を改正する法律 (平		

成25年法律第84号) 第1条の規定による改正前の薬事法 (昭和35年法律第145号) 第14条第1項又は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 (昭和35年法律第145号) 第23条の2の5第1項の規定による承認を受け、次の表の左欄の承認番号を付与された同欄に掲げる特定保険医療材料の同表の中欄に掲げる期間における材料価格は、それぞれ同表の右欄に掲げる材料価格とする。

133 (略)	(略)	(略)
146 (略)	(略)	(略)
182 経カテーテル人工生体弁セット	令和8年9月1日から令和10年5月31日まで	4,940,000円
(1) バルーン拡張型人工生体弁セット		
② 特殊型		
(承認番号)		
22800BZX00094000		

(2) (略)

成25年法律第84号) 第1条の規定による改正前の薬事法 (昭和35年法律第145号) 第14条第1項又は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 (昭和35年法律第145号) 第23条の2の5第1項の規定による承認を受け、次の表の左欄の承認番号を付与された同欄に掲げる特定保険医療材料の同表の中欄に掲げる期間における材料価格は、それぞれ同表の右欄に掲げる材料価格とする。

133 (略)	(略)	(略)
146 (略)	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)

(2) (略)